



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

| | (取扱課室名) | ページ |
|---|---------|---------|
| ○ 規則 | | |
| *4 和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与規則の一部を改正する規則 | (医務課) | 1 |
| *5 和歌山県精神科医師確保研究資金貸与規則の一部を改正する規則 | (〃) | 1 |
| *6 肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | (果樹園芸課) | 2 |
| ○ 告示 | | |
| 282 平成13年和歌山県告示第867号（肥料取締法施行細則の規定による知事の定める普通肥料等）の廃止 | (果樹園芸課) | 3 |
| ○ 会計管理者訓令 | | |
| *1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 | (会計課) | 3 |
| ○ 監査公表 | | |
| 監査公表第6号 | | 4 |

規 則

和歌山県規則第4号

和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県特定診療科医師確保研修資金貸与規則（平成29年和歌山県規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

| |
|------------------|
| 男・女 |
| （続柄： ） |
| 年 月 日生 |

」を「

| |
|------------------|
| 男・女 |
| （続柄： ） |
| 年 月 日生 |

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第5号

和歌山県精神科医師確保研究資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県精神科医師確保研究資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県精神科医師確保研究資金貸与規則（平成30年和歌山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「 [男・女 (続柄：) 年 月 日生] を 「 [(続柄：) 年 月 日生] に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第6号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和25年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). The table details amendments to the Fertilizer Quality Assurance Regulations, specifically regarding registration and reporting requirements for general fertilizers.

2 法第22条による届出に係る特殊肥料の生産業者は、毎年2月末日までに、その前年中に生産した特殊肥料及び特殊肥料の生産に使用した特殊肥料について、肥料の種類別数量及び価格を知事に報告しなければならない。

(肥料の販売数量等の報告義務)

第7条 肥料の販売業者は、毎年2月末日までに、その前年中に販売した登録普通肥料等又は特殊肥料について、肥料の種類別数量及び価格を知事に報告しなければならない。

第8条 略

(事故肥料譲渡許可証の様式)

第9条 肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和25年政令第198号)第6条の規定による事故肥料譲渡許可証は、別記第3号様式による。

別記第1号様式(第1条関係)
登録証

略

肥料の種類及び名称

略

肥料の品質の確保等に関する法律第7条第1項の規定により上記のとおり登録する。

略

別記第2号様式(第8条関係)
輸入肥料陸揚届

略

下記のとおり輸入肥料を陸揚げしましたから、肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第8条の規定により届け出ます。

略

別記第3号様式(第9条関係)
事故肥料譲渡許可証

略

肥料の種類及び名称

略

(1) 法第4条第1項第7号に掲げる普通肥料
(2) 法第4条第3項に規定する普通肥料

(肥料の販売数量等の報告義務)

第8条 肥料の販売業者は、毎年2月末日までに、その前年中に販売した普通肥料又は特殊肥料について、肥料の種類別数量及び価格を知事に報告しなければならない。

第9条 略

(事故肥料譲渡許可証の様式)

第10条 肥料の品質の確保等に関する法律施行令(昭和25年政令第198号)第7条の規定による事故肥料譲渡許可証は、別記第3号様式による。

別記第1号様式(第1条関係)
登録証

略

肥料の名称

略

肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定により上記のとおり登録する。

略

別記第2号様式(第9条関係)
輸入肥料陸揚届

略

下記のとおり輸入肥料を陸揚げしましたから、肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第9条の規定により届け出ます。

略

別記第3号様式(第10条関係)
事故肥料譲渡許可証

略

肥料の名称

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第282号

平成13年和歌山県告示第867号(肥料取締法施行細則の規定による知事の定める普通肥料等)は、廃止する。

令和4年3月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月4日

和歌山県会計管理者 真田 昭

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令
 和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------------------|--|----------------|------------------------|----|-------|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 保管させる 出納員名 | 目的 | 交付限度額 | 保管させる 出納員名 | 目的 | 交付限度額 |
| 略 | | | 略 | | |
| 海草振興局 健康福祉部 の出納員 | 略 | 略 | 海草振興局 健康福祉部 の出納員 | 略 | 略 |
| 海草振興局 建設部の出 納員 | <u>海草振興局建設部 の現金の収納に際 し必要なつり銭に 充てるため。</u> | <u>30,000円</u> | | | |
| 略 | | | 略 | | |

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第6号

令和3年11月24日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月4日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 令和3年9月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| 注意事項 (1) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 物品貸付調書について、出納員の決裁がなされていないので、適正に処理されたい。 | 注意事項 (1) 現金を収納した収納員が払込日に不在となる場合、出納員に事務を引き継ぐよう、適正な会計処理について、改めて関係職員に周知徹底した。 (2) 今後このようなことのないよう、出納員の決裁がなされていることを確認するよう、関係職員に周知徹底した。 |

2 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和3年9月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|-------|----------------|
| | |

注意事項

- (1) 廃川敷地については、令和2年度末で1件が未処理となっている。
今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。
- (2) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。
- (3) 道路占用許可において、占用期間を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 海神川の廃川敷地については、引き続き河川課等と協議しながら、処分に向けて払下げの希望者と交渉を行っている。
- (2) 現金を収納した収納員が払込日に不在となる場合、出納員に事務を引き継ぐよう、適正な会計処理について、改めて関係職員に周知徹底した。
- (3) 申請書類と許可案を照査し、適正な事務処理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底した。

3 和歌山県立仙溪学園

監査実施年月日 令和3年9月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| 注意事項 仙溪学園調理業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。 | 注意事項 今後、契約日等の確認を徹底するなど、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。 |

4 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 令和3年9月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| 注意事項 重要物品の用途廃止承認前に重要物品を処分している事例があったので、適正に処理されたい。 | 注意事項 当該案件については、判明後早急に事務処理を完了した。 今後は、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき適切に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 |

5 和歌山県立粉河高等学校

監査実施年月日 令和3年9月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| 注意事項 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。 | 注意事項 備品の現在高と現物については、令和2年度中に照合を終え、相違が確認された備品については、事務処理を完了した。 今後は、適正な備品管理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 |

6 和歌山県立那賀高等学校

監査実施年月日 令和3年9月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| 注意事項 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。 | 注意事項 常時の資金前渡において、各月の受入れ及び支払等の前渡資金受払計算書を作成していたが、執行残額の戻入に係る前渡資金受払計算書が作成されていなかった。 今後は、戻入時の前渡資金受払計算書について作成漏れがないか確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 |

7 和歌山県岩出警察署

監査実施年月日 令和3年9月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|---|
| <p>注意事項 保管場所標章交付申請書及び番号通知書の処理において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項 保管場所標章の交付等を行う際には、決裁の押印の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。</p> |